

岩手県医療局管理規程第7号

医療局不動産管理規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成22年3月31日

岩手県医療局長 田村均次

医療局不動産管理規程の一部を改正する規程

医療局不動産管理規程（昭和41年岩手県医療局管理規程第8号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(不動産管理事務の所管及び分掌)</p> <p>第2条の2 不動産の管理に関する事務は、医療局長（以下「局長」という。）が所管し、その事務は、<u>管理課総括課長</u>又は病院の長が分掌する。</p> <p>2 [略]</p> <p>(不動産台帳の整備等)</p> <p>第4条 [略]</p> <p>2 <u>管理課総括課長</u>又は病院の長は、不動産管理簿（別記様式）を備えて置いて整理し、常にその分掌に係る不動産の状況を明らかにしておかなければならない。</p> <p>(使用料の徴収)</p> <p>第7条 <u>管理課総括課長</u>又は病院の長は、その分掌に係る使用許可不動産の使用料を納入させようとする場合は、医療局財務規程（昭和51年岩手県医療局管理規程第6号）第26条に規定する納入通知書を送付しなければならない。</p> <p>2 [略]</p> <p>(用途廃止)</p> <p>第8条 病院の長は、その分掌に係る不動産の用途の廃止があったときは、直ちに当該不動産を<u>管理課総括課長</u>に分掌換えしなければならない。ただし、局長が管理上分掌換えを不相当と認めたものについては、この限りでない。</p>	<p>(不動産管理事務の所管及び分掌)</p> <p>第2条の2 不動産の管理に関する事務は、医療局長（以下「局長」という。）が所管し、その事務は、<u>経営管理課総括課長</u>又は病院の長が分掌する。</p> <p>2 [略]</p> <p>(不動産台帳の整備等)</p> <p>第4条 [略]</p> <p>2 <u>経営管理課総括課長</u>又は病院の長は、不動産管理簿（別記様式）を備えて置いて整理し、常にその分掌に係る不動産の状況を明らかにしておかなければならない。</p> <p>(使用料の徴収)</p> <p>第7条 <u>経営管理課総括課長</u>又は病院の長は、その分掌に係る使用許可不動産の使用料を納入させようとする場合は、医療局財務規程（昭和51年岩手県医療局管理規定第6号）第26条に規定する納入通知書を送付しなければならない。</p> <p>2 [略]</p> <p>(用途廃止)</p> <p>第8条 病院の長は、その分掌に係る不動産の用途の廃止があったときは、直ちに当該不動産を<u>経営管理課総括課長</u>に分掌換えなければならない。ただし、局長が管理上分掌換えを不相当と認めたものについては、この限りでない。</p>
<p>備考 改正部分は、下線の部分である。</p>	

附 則

この規程は、平成22年4月1日から施行する。